

通則法に国犯法を編入



※脱税犯への強制調査の規定を、任意で申告ミスを調べる通則法に「編入」

国税通則法

「改正」問題の緊急学習会

国税犯則取締法(国犯法)が強化され、国税通則法(通則法)に編入される「改正」案が今国会で審議されています。これにより、任意調査と強制調査の境があいまいにされる危険性が指摘されています。納税者の権利を擁護・発展させる立場から、「改正」案の問題点と狙いを明らかにする学習会を開きます。

日時 3月17日(金) 13時開会(開場12時)

場所 衆議院第一議員会館・多目的ホール(1階)

講演

国税通則法改悪法案の内容について(仮)

講師 浦野広明・立正大学法学部客員教授(税理士)

納税者の権利を保護する世界の流れから見た法案の問題点(仮)

講師 望月 爾ニル・立命館大学法学部教授

質疑応答、フロア発言など

※国税通則法改悪に反対する要請行動

当日、午前中に議員要請も行います。
10時から同会場で受付をします。

全国商工団体連合会

〒171-8575 東京都豊島区目白2-36-13
TEL 03-3987-4391 FAX 03-3988-0820
E-mail info@zenshoren.or.jp



全商連HP

強制調査が拡大する危険



「納税者がすべき国税の課税標準の申告をしないこと、虚偽の申告をすること又は国税の徴収もしくは納付をしないことを煽動した者は、3年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する」(通則法「改正」案126条)

税金の相談にのる第三者を取り締まるなど厳しい罰則が通則法の条文に。